

東京都市計画道路幹線街路放射第 24 号線の都市計画変更案について（都決定）

1 趣旨

幹線街路放射第 24 号線（以下「放射第 24 号線」という。）のうち、新宿区住吉町から新宿区区富久町までの約 270m の区間は、令和元年 11 月に東京都、特別区及び 26 市 2 町で策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、概成道路に位置付けられている。

本区間については、都において、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（以下「道路構造条例」という。）等に基づき、現況幅員や安全かつ円滑な交通の確保状況など、地域の実情を踏まえた評価が行われた。

その結果、当該区間の幅員は道路構造条例等の規定する要件を満たしており、安全かつ円滑な交通が確保されていることが確認されたため、現道に合わせた都市計画変更を行うものである。

2 都市計画変更案の概要（資料 3－2、3）

幅員の変更：30m → 25～27m（住吉町～富久町までの約 270m）

3 今後の予定

令和 8 年	8 月 4 日	意見照会回答期限（区→都）
	9 月 8 日	東京都都市計画審議会
	10 月	都市計画決定